

公 示 日 : 2026 年 3 月 11 日(水)

調達管理番号 : 25a00933

国 名 : フィリピン

担 当 部 署 : ガバナンス・平和構築部平和構築室

調 達 件 名 : フィリピン国 BARMM アドバイザー (行政能力強化) (農業・漁業・  
農地改革省の予算計画策定・執行プロセス支援)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

## 1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 : 農業・漁業・農地改革省の予算計画策定・執行プロセス支援
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務
- (4) 全体期間 : 2026 年 4 月中旬から 2026 年 9 月中旬まで
- (5) 業務人月 : 1.60※業務人月のうち、コタバト市での業務は 1.40 人月を想定。  
コタバト市への渡航回数の上限は計 3 回、合計滞在日数の上限は 42 日間とする)
- (6) 業務日数 :

全体 準備業務 3日、現地業務 42日、整理業務 1日

- ・ 第1次 準備業務 3日、現地業務 14~21日

本業務においては計 3 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

## 2. 業務の背景

JICA は、2019 年よりフィリピン・ミンダナオ地域においてバンサモロ暫定自治政府 (BTA: Bangsamoro Transition Authority) のガバナンスや行政機能の強化に対する包括的な協力を図ってきた。BTA では、多くの省庁において、予算執行率の改善が重要課題として認識されており、2025 年 1 月より派遣している個別専門家「BARMM アドバイザー」では、BTA 財務・予算管理省 (MFBM: Ministry of Finance

and Budget Management) に対し、特に BTA の低い予算執行率の課題に対し公共財政管理 (PFM) に係る支援を実施してきた。その一環として、農業・漁業・農地改革省 (MAFAR: Ministry of Agriculture, Fishery and Agrarian Reform) をパイロット省庁の一つと位置付け、予算計画・執行に係る課題分析等を行っている。

2025 年 1 月の派遣開始以降、同専門家は、MFBM や MAFAR を含むパイロット省庁を対象とした予算執行率の改善に関する研修及びワークショップを開催し、解決すべき具体的課題の特定を進めてきた。特に、2025 年 10 月に実施された MAFAR を対象とした「予算サイクルマネジメントコンサルテーションワークショップ」を通じた分析では、予算計画策定段階における具体性の不足や積算根拠の不明確さ、予算計画・配賦・執行プロセスの接続の不十分さ、定められた一連の手続きや所定様式に関する共通理解の不足等が具体的課題であることが指摘されており、これらが、適切な予算計画・要求、予算配賦後の速やかな執行や調達開始を妨げ、結果として予算執行率に影響を与えている可能性が高いとの仮説に至った。この分析結果は、予算を司る MFBM のみならず、セクター省庁側における予算計画・確保・執行プロセスについても改善すべき事項が多くあることを示している。

他方、2026 年 3 月に終了を迎える技プロ「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト (CDPB: Capacity Development Project for Bangsamoro)」では、機能的・包摂的な社会サービス強化に係る支援を行っており、その一環として、MAFAR に対し、市場志向型農業振興 (SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion) の導入を推進し、BARMM 全 5 州において試行的に SHEP アプローチを展開した。同技プロでは、「3 カ年普及計画」及び「バンサモロ SHEP 運営ガイドライン」等の作成支援を行っており、技プロが終了した後も、MAFAR は、独自予算によるバンサモロ版 SHEP の BARMM 全土への展開に意欲を示している。

しかし、MAFAR が独自予算を用いて SHEP を推進するためには、BTA 内及び MAFAR 内において適切な手続きを経て予算を計画・確保・執行する必要があるが、MAFAR は、MFBM との予算申請・配賦や、MAFAR 省内の予算配分・管理・執行のプロセス全般において様々な課題を抱えており、これらの実務的課題の特定と解決に向けた支援が必要となっている。これらの状況を受け、特に、MAFAR における SHEP 事業を対象とし、予算計画策定・確保・執行に関する技術支援を実施することとなった。

### 3. 期待される成果

MAFAR (予算管理部門及び事業部門) に対し、同省が計画する SHEP 事業に関連

する活動への独自予算の措置・活用を想定し、MFBM が定める予算申請・配賦に必要な手続き及び MAFAR 省内の予算配分・管理・執行のプロセスに関する実務的な業務遂行経験の蓄積を図る。係る業務支援を通じ、予算執行上の課題の特定及び解決策の提案、また、これらに自律的に対応するために必要な実務能力強化を行うことにより、MAFAR の予算計画・執行の能力強化を図り、もって BTA の予算執行率の向上に資することを期待する。

#### 4. 業務の内容

本業務従事者は、MAFAR を主たるカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、C/P と共に、MFBM が定める予算計画・配賦のための必要な手続き及び MAFAR 省内の予算計画策定・配分・管理・執行に関する実務的な業務遂行を支援する。係る業務支援を通じ、予算執行上の課題の特定・解決策提案・実務能力強化を行う。また、関連する他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行う。

なお、現地派遣中はコタバト市への渡航が想定される（外務省渡航レベル3、在外事務所長承認地域）。

##### 【第1次派遣期間】

###### (1) 準備業務 2026 年 4 月中旬

- ① これまで JICA に提出された BARMM アドバイザー事業の報告書（活動計画書やワークショップ実施結果報告書等）を参照し、パイロット省である MAFAR 省内の予算計画策定・配分・管理・執行における課題を把握する。
- ② 既存の JICA 事業の報告書、他ドナー報告書、BTA 作成の関連報告書、学術論文等を参照し、日本が実施してきた協力（特に「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト（成果 2 SHEP 部分）」の活動）の成果、また、BARMM における SHEP アプローチ展開にかかる文書（「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」の成果物である「3 カ年普及計画」及び「バンサモロ SHEP 事業運営ガイドライン」）への理解を深め、MAFAR 内の進捗・課題を把握する。
- ③ JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及び JICA フィリピン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理し、第1次現地業務計画を策定・提出する。
- ④ ワークプラン（英文）を作成し JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びフィリピン事務所によるドラフト確認の後に提出する。

(2) 第1次現地業務 2026年4月下旬

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② SHEP 事業実施に関し、当年度予算の執行承認に必要な省内外のプロセスを特定する。
- ③ 「バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト」の成果物である「3カ年普及計画」及び「バンサモロ SHEP 事業運営ガイドライン」に基づき、MAFAR による SHEP 活動の進捗及び既存の執行計画を把握したうえで、上記②で特定した当年度予算の執行承認プロセスが適切に対応されるよう、SHEP 事業計画及び予算執行の両面において技術支援を行う。<sup>1</sup>
- ④ 「3カ年普及計画」及び「バンサモロ SHEP 事業運営ガイドライン」に基づく SHEP アプローチの BARMM 全州展開について、必要な更新を行い、更新された計画について、BARMM 内関係省庁や BARMM 外のパートナーとなり得る組織との共有を行う。
- ⑤ MAFAR 独自予算による SHEP 事業実施に関し、翌年度予算確保に必要な省内外のプロセス及び進捗を特定する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、C/P、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びフィリピン事務所に第1次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第2次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

【第2次派遣期間】

(1) 準備業務 2026年5月下旬

- ① 第2次現地業務計画を策定し、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及び JICA フィリピン事務所に提出する。

(2) 第2次現地業務 2026年6月中旬

- ① 第1次現地業務期間に実施した業務に関し、MAFAR 内の進捗を確認し、必要な追加支援を行う。特に、当年度に SHEP アプローチを導入する予定地域の選定及び同地域における MAFAR 州事務所・町事務所・関係機関との連携について、SHEP 事業計画及び予算執行の両面において技術支援を行う。
- ② 必要に応じ、MFBM に派遣されている個別専門家「BARMM アドバイザー」と連

---

<sup>1</sup> 提案事項1:MAFARにおけるSHEP事業に係る当年度予算の確保・執行プロセスにおいて想定される課題及び能力強化内容に関する提案を求めます。

携し、MFBM 関係者の協力を得る、あるいは、MFBM と MAFAR 間での担当レベルでの課題共有や改善策の検討を行う。

- ③ 第 1 次現地業務の⑤で特定した翌年度予算確保に必要な省内外のプロセスが適切になされるよう、SHEP 事業計画及び予算計画の両面において技術支援を行う。<sup>2</sup>
- ④ 現地業務完了に際し、C/P、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びフィリピン事務所に第 2 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、3 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

### 【第 3 次派遣期間】

#### （1）準備業務 2026 年 7 月中旬

- ① 第 3 次現地業務計画を策定し、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及び JICA フィリピン事務所に提出する。

#### （2）第 3 次現地業務 2026 年 7 月下旬

- ① 第 1 次・第 2 次派遣時の業務に関する進捗を踏まえ、必要な追加支援を行う。
- ② 当年度に SHEP アプローチを導入する予定地域の MAFAR 州事務所・町事務所及び農業普及員に対する活動展開について、MAFAR による準備・実施を事業計画・予算執行の両面から支援する。
- ③ 一連の業務を通じて得た情報に基づき、MAFAR において、当年度予算執行承認及び翌年度予算確保に必要なプロセスが円滑に実施されるために必要な職員の能力強化内容を特定し、これに資する活動を計画・実施する。特に、予算計画策定やその決裁過程に関する省内の理解促進・能力強化が必要な可能性が高いことが想定され、これらに関する能力強化内容の検討を重点的に行う。
- ④ MAFAR 予算による「3 カ年普及計画」及び「バンサモロ SHEP 事業運営ガイドライン」に基づく SHEP アプローチの BARMM 全州展開に関する予算計画・確保・執行プロセスについて、MAFAR に対し、予算執行率向上に向けた取り組みも含め、SHEP 事業予算計画・確保・執行のための能力強化にかかる提言を行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、C/P、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びフィリピン事務所に第 3 次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出する。

※ 現地業務終了後に、当該現地業務結果報告書を JICA ガバナンス・平和構築部

---

<sup>2</sup>提案事項2:MAFARにおけるSHEP事業に係る次年度予算の計画・確保プロセスにおいて想定される課題及び能力強化内容に関する提案を求めます。

平和構築室に提出し報告する。

#### (4) 整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	MAFAR における SHEP 事業に係る <u>次年度予算</u> の計画・確保プロセスにおいて想定される課題及び能力強化内容	p. 4 4. 【第 1 次派遣期間】 (2) ④
2	MAFAR における SHEP 事業に係る <u>当年度予算</u> の確保・執行プロセスにおいて想定される課題及び能力強化内容	p. 4 4. 【第 2 次派遣期間】 (2) ③

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	SHEP 事業に関する業務、行政支援に関する業務
対象国及び類似地域	フィリピン及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より 1 か月以内※和文第 1 ドラフトは業務開始後 2	JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及	—	英語	電子データ
		びフィリピン事務所	—	日本語	電子データ

	週間以内に提出のこと。	C/P 機関	—	英語	電子データ
現地業務結果報告書	現地渡航ごと。	JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室及びフィリピン事務所	—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室	—	日本語	電子データ

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

BTA 財務・予算管理省 (MFBM: Ministry of Finance and Budget Management) に対し、個別専門家「BARMM アドバイザー」を派遣しており (派遣期間: 2025 年 1 月～2027 年 1 月)、PFM 分野の技術支援を実施中である。本事業の受注者は、本業務を自律的に実施することとするが、事業効果の最大化のため、同個別専門家と情報共有・連携を適時に行うこととする。

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室から配付しますので、gpgpb@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ BARMM アドバイザー活動計画 (2025 年 5 月時点)
- ・ BARMM アドバイザー半期報告書
- ・ CDPB-SHEP 事業完了報告書 (ドラフト版)
- ・ SHEP3 カ年普及計画
- ・ SHEP 事業運営ガイドライン (ドラフト)

② 本業務に関する以下の資料が公開されています。

・ CDPB ODA見える化サイト

[バンサモロ自治政府能力向上プロジェクト | ODA見える化サイト](#)

・ CDPBプロジェクト運営Facebook

<https://www.facebook.com/jicacdpb>

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年3月25日(水)12時まで
2	評価結果の通知日	2026年4月3日(金)

## 8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) )

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ☆ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

## 10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針      | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験      | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点  |
| ③ 語学力          | 16点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16点 |

(計 100 点)

## 11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

ミンダナオ島での現地業務期間については、紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。準備、整理業務期間については、通常報酬単価を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>  
を参照願います。

### (3) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）

各現地渡航に際しては、日本⇄マニラ⇄コタバト市を一連のチケットとして購入することとし、効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### (4) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA フィリピン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 車両関係費：約 300,000 円
- ・ 安全対策エスコート：約 300,000 円
- ・ その他現地活動に必要な支出：約 50,000 円

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### (5) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における G/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを支援する。
- カ) 執務スペースの提供：コタバト市内にある JICA のプロジェクトオフィスを執務室として利用可能です。

## 12. 特記事項

### (1) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求

めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上